

## 太田市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に存する木造住宅の所有者に対し、市が耐震診断者を派遣して実施する耐震診断及び耐震改修訪問相談（以下「耐震診断者派遣事業」という。）を実施することにより、太田市耐震改修促進計画に基づく安全な建築物の整備の促進を図り、もって災害に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」(財団法人日本建築防災協会発行)に基づく一般診断法により木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。
- (2) 耐震診断者 社団法人群馬県建築士事務所協会に登録された木造住宅耐震診断調査資格者をいう。
- (3) 耐震改修訪問相談 市が実施する耐震診断者派遣事業による耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅について、耐震診断者による戸別訪問を行い耐震改修の実施に係る相談、助言等を行うこと。

### (対象住宅)

第3条 耐震診断者派遣事業の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に存する木造住宅であって、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件に該当するものとする。

- (1) 耐震診断
  - ア 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工された建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の集団規定等に抵触していない一戸建てのもの（併用住宅であって、住宅部分の延べ面積が2分の1以上のものを含む。）
  - イ 平屋建て又は2階建てのもの
  - ウ 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法によるもの
- (2) 耐震改修訪問相談
  - ア 第1号アからウまでの要件を満たすもの
  - イ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの

### (対象者)

第4条 耐震診断者派遣事業の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己又はその3親等以内の親族が所有する対象住宅に居住していること又は居住する予定であること。
  - (2) 本人及びその属する世帯の他の世帯員全員が、市区町村税等を滞納していないこと。
- 2 耐震診断者派遣事業による耐震診断及び耐震改修訪問相談とも、利用できる回数は1人の対象者につき1回までとする。

### (申請手続)

第5条 耐震診断者派遣事業による耐震診断及び耐震改修訪問相談を受けようとする者（対象住宅が共有に係るものである場合は、共有者のうちから選任した代表者1人）は、構造的に独立した棟ごとに、木造住宅耐震診断者派遣事業申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該物件の建築年を証明するものの写し
- (2) 登記事項証明書等住宅の所有者がわかるもの
- (3) 市税等完納照合票（様式第2号。共有の場合は代表者に限る。）又は完納証明書等
- (4) 3親等以内の親族が所有する対象住宅に係る申請の場合は、申請者が当該申請に係る対象住宅の所有者の3親等以内の親族であることを確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を速やかに審査し、耐震診断者を派遣することを決定したときは、木造住宅耐震診断者派遣決定（却下）通知書（様式第

3号)により、耐震診断者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付けて、木造住宅耐震診断者派遣決定(却下)通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により耐震診断者の派遣の決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。
- 3 市長は、木造住宅耐震診断者派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、その内容を変更することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により耐震診断者の派遣を決定したときは、速やかに耐震診断者を派遣しなければならない。

(申請内容の変更等)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、決定を受けた内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震診断者派遣変更申請書(様式第4号)に、変更しようとする内容を確認することができる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請について、決定した内容の変更を認めたときは、木造住宅耐震診断者派遣変更承認通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 決定者は、決定を受けた耐震診断者の派遣を辞退しようとするときは、速やかに木造住宅耐震診断者派遣辞退届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定の取消し)

第8条 市長は、決定者が第1号に該当すると認めるときは第6条第1項の規定による耐震診断に係る決定を、第2号に該当すると認めるときは同項の規定による耐震改修訪問相談に係る決定を取り消すことができる。

(1) 次のア又はイに該当すること。

ア 偽り又は不正の手段により耐震診断者の派遣の決定を受けたことが判明したとき。

イ アに掲げるもののほか、市長が不相当であると認める理由が生じたとき。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当すること

ア 偽り又は不正の手段により耐震診断者の派遣の決定を受けたことが判明したとき。

イ 耐震診断の結果、対象住宅の上部構造評点が1.0以上と診断されたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が不相当であると認める理由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、木造住宅耐震診断者派遣決定取消通知書(様式第7号)により決定者に通知するものとする。

(耐震診断結果報告等)

第9条 耐震診断者は耐震診断の結果を木造住宅耐震診断実施結果報告書(様式第8号)により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告の内容を確認し、木造住宅耐震診断結果通知書(様式第9号)により決定者に通知するものとする。

(耐震改修訪問相談結果報告等)

第10条 耐震診断者は、決定者に対し、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅の耐震改修の実施に係る相談、助言等を行うものとする。

- 2 耐震診断者は、前項の規定による耐震改修訪問相談を終えたときは、相談を受けた内容等の結果について、木造住宅耐震改修訪問相談実施報告書(様式10号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第11条 市長は、木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断結果報告書及び木造住宅耐震改修訪問相談実施報告書に基づき、対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、決定者に対し必要な指導及び助言をすることができる。

(守秘義務等)

第12条 耐震診断者は、耐震診断者派遣事業に関し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 決定者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。

(2) 耐震診断者派遣事業を他に委託し、又は請け負わせること。

(3) 耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。